福島県国土利用計画(第五次)

前文

この計画は、国土利用計画法第7条[*1]の規定に基づき、福島県の区域における国土(以下「県土」という。)の利用に関する基本的事項を定めるものであり、福島県総合計画で示された基本方向を踏まえた、県土利用における行政上の指針となるものである。

また、この計画は、県内の市町村が定める市町村国土利用計画(以下「市町村計画」という。)及び福島県土地利用基本計画の基本となるものである。

なお、この計画は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第１章　県土利用の現状と課題

１　県土の特性

(1)　東北圏[*2]と首都圏[*3]の結節点

本県は、東京から約200㎞圏内の東北地方南部に位置する県で、東で太平洋に面し、北では宮城・山形の両県、西では新潟県、さらには、南西の一部で群馬、南で茨城・栃木の首都圏の各県と接している。

このように、本県は多くの県との境界を有し、各県をつなぐ交通網上の重要な位置にあり、東北圏と首都圏の結節点となっている。また、東北、常磐、磐越の各高速自動車道、さらには、東北新幹線や山形新幹線など、南北と東西を結ぶ高速交通体系の整備進展により、県内だけでなく、首都圏を含む県外との幅広い地域間交流が可能となっている。

(2)　広大な県土と豊かで多様な自然

全国第３位の広大な面積を有する本県は、県土の約7割を占める森林に、阿武

---

*1　国土利用計画法第7条　計画の根拠となる条文。計画策定に必要なプロセス等について規定している。

第7条　都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2　都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3　都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4　都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（以下、省略）

*2　東北圏　国土形成計画法施行令第1条第4項第1号で定める区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域)。

*3　首都圏　国土形成計画法第9条第1項第1号及び国土形成計画法施行令第1条第1項で定める区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域を一体とした区域)。

隈川、阿賀川、久慈川などの源流域を有するほか、大小様々な河川、猪苗代湖をはじめとする数多くの湖沼、標高2,000m級の山々を擁するなど、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれている。また、本県は、磐梯朝日国立公園、日光国立公園、越後三山只見国定公園など多くの自然公園地域を有しており、平成19年には、新たに「尾瀬国立公園[*4]」が誕生している。

(3)　多極分散型の県土構造

この広大な県土には、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈が南北に縦断しており、それによって、浜通り、中通り、会津の気候や風土の異なる３地方に区分されている。

また、東西と南北の交通の要衝に、地域の拠点となる大小の都市が分散する多極分散型の県土構造になっており、特定の都市に人口や機能が集中することなく、都市と農山漁村が機能分担と連携によって、それぞれの機能を生かしながら、７つの特色ある生活圏をかたちづくってきた。

２　県土利用をめぐる基本的条件の変化

以下のような基本的条件の変化は、今後の土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられる。

(1)　人口減少と少子高齢化の進行

本県の人口は、平成10年1月の2,138千人をピークに減少が続いている[*5]。人口動態をみても、平成15年以降自然増減数が減少に転じており、年々減少数が大きくなってきている。本県の人口は、今後も減少が続くことが予想され、平成26年には1,974千人[*6]にまで減少する見込みとなっている。また、人口の構成をみると、若年層の割合が減少する一方、老年人口の割合が増加してきている。

(2)　産業構造の変化

本県の産業構造をみると、第１次産業、第２次産業の割合が減少し、第３次産業の割合が大きくなってきている[*7]。

第１次産業については、割合は低下してきているが、国内外の農産物の需給動向を踏まえた食料の安定的供給の確保の観点から、期待も高まりつつある。

また、第２次産業については、将来にわたる成長と高付加価値を生み出すことが見込まれる環境・新エネルギー、医療・福祉機器、情報先端技術などの関連産業に転換していくという社会的趨勢に対応することが求められる。

---

*４　尾瀬国立公園　　福島県、栃木県、群馬県、新潟県の4県にまたがる国立公園。平成19年8月30日に日光国立公園に含まれていた尾瀬地域に、新たに会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山などの周辺地域を編入する形で指定された全国で29番目の国立公園である。

*５　「福島県の推計人口」(福島県統計調査課)による

*６　福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」による

*７　「平成19年度福島県県民経済計算の概要」(福島県統計分析課)による

第３次産業については、高齢化が進む中、医療・保健衛生、介護関連事業が伸びている。さらに、社会や需要構造の変化などによって、サービス産業の市場規模は今後も拡大することが見込まれている。

(3)　地球環境問題の深刻化

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第４次評価報告書によると、過去100年の地上平均気温は0.74℃上昇している。

本県においても、福島市の過去100年間の平均気温が約1.5℃[*8]上昇するなどの気温上昇や桜の開花時期、紅葉の時期の変化など、身近に感じられる変化が目立ってきており、こうした気候の変動による様々な影響が懸念される。

この地球温暖化現象は、人為的な温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いとされており、こうした状態が続けば、生態系への影響、大規模な干ばつによる水不足、自然災害の甚大化など、社会に及ぼす影響は大きいと考えられる。

(4)　食料・資源・エネルギー問題の顕在化

世界的な人口増加、東アジアの経済成長などによる食料、資源制約の高まり、また、地球温暖化に伴う気候変動による食料生産への影響などから、将来的な食料・資源・エネルギーの不足が懸念されている。特に、食料や資源の多くを輸入に依存している我が国においては、食料自給率の向上、省資源・省エネルギーの推進、再生可能なエネルギー[*9]の有効活用が求められている。

(5)　土地利用に対する意識の変化

中心市街地の空洞化や耕作放棄地の増加など土地の低未利用地[*10]化が顕著になっている中、開発を志向する土地利用から、こうした低未利用地の有効利用への要請が高まってきている。こうした土地利用への意識の変化は、人口や土地需要の減少による土地利用転換圧力の低下[*11]と土地利用効率の低下が進んでいるという土地利用動向を反映している。

また、良好な景観の形成や自然環境の保全、自然とのふれあいなどへの関心の高まり、災害に対する県土の安全性の確保の必要性など、県土利用の質的な面での向上が求められてきている。

---

*8　福島地方気象台データによる

*9　再生可能なエネルギー　資源を枯渇させずに、自然環境の中で繰り返される現象から取り出すエネルギー。太陽光、風力、水力、バイオマスなどが該当する。

*10　低未利用地　利用されていない土地、又は、個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。

*11　土地利用転換圧力の低下　土地需要の低下、低未利用地などのストック増、環境問題を重視する必要性などから、農用地や森林、宅地などの利用転換の動きが弱くなっていること

3　県土利用の現状

本県の県土面積は、1,378千haで、国土面積の約3.6%に相当している。

平成20年における県土の利用区分別面積の構成をみると、県土面積1,378千haのうち、農用地が11.1%、森林が70.4%、原野が0.3%、水面・河川・水路が3.3%、道路が3.7%、宅地が3.5%、その他の土地が7.6%となっており、農用地や森林などの自然的土地利用[*12]が多くを占めている。

利用区分別にみると、農用地は、平成20年現在で約153千haで、基準年次(平成10年)と比較して6.4%減少している。減少傾向は弱まってきてはいるものの、依然減少は続いている。他用途利用を目的とした開発による減少だけではなく、耕作放棄地の増加による影響が大きくなっている。

森林は、平成20年現在で約971千haで、基準年次と比較して0.2%減少している。大規模開発等による林地開発が少なくなってきており、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。また、手入れの行き届いていない森林については、森林環境税などを活用し、間伐等の森林整備が進められている。

宅地は、平成20年現在で約48千haで、基準年次と比較して9.5%増加している。住宅地や商業施設の郊外立地などにより市街地が拡大してきている一方で、中心市街地においては空洞化が進行している。

また、地価の下落や土地取引件数の減少が続くなど、土地需要が減少している。

利用区分ごとの土地利用の推移　（単位：ha、%）

	H10年	H20年	H20-H10	構成比	
				H10年	H20年
農用地	163,798	153,396	▲ 10,402	11.9	11.1
森　林	972,743	970,704	▲ 2,039	70.6	70.4
原　野	3,418	4,410	992	0.2	0.3
水面・河川・水路	44,708	45,710	1,002	3.2	3.3
道　路	47,427	51,408	3,981	3.4	3.7
宅　地	43,747	47,912	4,165	3.2	3.5
その他	102,407	104,735	2,328	7.4	7.6
合　計	1,378,248	1,378,275		100.0	100.0

※　その他は、県土面積から「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」を差し引いて算出しており、各利用区分に属さないものが該当する。
　主なものとしては、公園・緑地、交通施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地などがあげられる。

※　各年の数値は、土地利用現況調査（土地・水調整課）による推計値

---

*12　自然的土地利用　農林業的土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもので、都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。

農林業的土地利用　農地、採草放牧地、森林(自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。)、農道、林道等、主として農業生産活動又は林業生産活動による土地利用をいう。

都市的土地利用　住宅地、工業地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。

4　県土利用の課題

県土の特性や県土利用をめぐる基本的条件の変化及び県土利用の現状を踏まえると、限られた県土資源について、その有効利用[*13]と適切な維持管理を図りつつ、利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの土地需要の量的な調整を行うこと、また、土地利用転換圧力が低下している状況の中、県土利用の質的向上をより一層積極的に推進することが必要である。

このため、本計画における課題は、これらを踏まえ、量と質の両面から総合的に県土管理を進めることにより、豊かな生活や生産が展開される場として県土の魅力を高め、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことであり、すなわち「持続可能な県土管理」を行うことである。

なお、「持続可能な県土管理」を行うに当たっては、次のような視点に留意する必要がある。

(1)　人口減少・土地需要減少局面における土地利用

人口減少下において、今後は、土地利用転換圧力がさらに弱まることが予想されるが、農用地や森林などの土地利用転換については、 土地利用の不可逆性[*14]や農業や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要がある。

また、農山漁村においては、地域の担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加や森林整備の遅れが、都市においては、市街地の拡大と拡散が進む一方、中心市街地の空洞化により低未利用地の増加が、それぞれ懸念されており、既存の土地ストックの再利用・有効利用と維持管理といった土地の管理の視点が重要になってきている。

(2)　県土の安全性の確保

近年、全国的に大規模な地震や局地的な短時間集中豪雨等による災害の増加やその被害が甚大化する傾向にある。一方では、都市化の進展に伴い洪水や土砂災害等の自然災害のおそれのある地域にまで宅地が広がり、災害危険箇所が増加傾向にあり、また、都市においては諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり[*15]、農山漁村においては、耕作放棄地の増加や森林整備の遅れから公益的機能[*16]

---

*13　有効利用　　これまで利用されていなかった土地を何らかの用に供されるよう利用転換することや、同じ土地利用を続けながらその利用の効率化を図ることをいう。この場合、所有と利用の調整を図ることも重要である。

*14　土地利用の不可逆性　　土地利用転換により、例えば、コンクリートで被覆したり、山を削り宅地を造成するといった行為により、一旦、別の土地利用に転換された土地が再び元の土地利用に戻るこが困難であることをいう。

*15　ライフラインへの依存の高まり　　都市においては、ライフラインへの依存度が高まっているため、、一箇所のライフラインの破損によって、連鎖的に被害をもたらすおそれがあることを示している。

*16　公益的機能　　農林業が適正に営まれることにより、水源のかん養や土砂流出の抑制、二酸化炭素の吸収、保健・休養の場の提供などに役立っていること。

の低下などが懸念されており、県土の安全性に対する総合的な取組みが重要になっている。

(3)　環境負荷の低減

温暖化の進行など地球環境問題が一層深刻化してきているため、県土においても、環境への負荷を少なくする土地利用を推進していくことが必要である。特に自然的土地利用が多くを占める本県においては、人間の活動と自然との調和が取れた土地利用を推進することが重要な課題となっている。また、都市的土地利用においても、都市緑化や水辺環境の活用、都市機能の集約化や交通システムの効率化などにより低炭素型のまちづくり[*17]を進めていくことが重要になっている。

(4)　自然環境や景観を生かした土地利用

現在は、人口や土地需要の減少による土地利用転換圧力の低下、ゆとりなどを重視する価値観の多様化が進む中で、地域における土地利用のあり方を見直す好機ともなっており、良好な都市環境の形成、里地里山[*18]や田園風景など緑豊かな自然環境や景観の保全、歴史的・文化的風土の保存、水源地の保全など、地域資源を生かした県土利用を進めていくことが重要となっている。

(5)　食料・資源・エネルギー問題への対応

将来、世界的に食料・資源・エネルギー資源が不足することが懸念されている中、本県においても、将来にわたる食料の安定的供給の確保を図るとともに、低炭素型・集約型のまちづくり[*19]による環境負荷の低減、自然環境を生かした再生可能なエネルギーの活用などによる資源節約型の社会経済構造への転換が必要となっている。

(6)　地域における県土管理

多極分散型の県土構造を持つ本県においては、人口減少や高齢化の進行の度合いが地域によって異なり、今後、担い手不足等によりコミュニティの維持が困難になったり、耕作放棄地の増加や森林整備の遅れなど、土地管理水準の低下が進む地域も多くなることが懸念されている。こうした地域は、中山間地域などを含む県土の多くの部分を占めると考えられるが、農業生産活動や適切な管理を通じて県土保全、自然環境保全や景観形成、水源のかん養などのうえで重要な役割を有しており、これらの多面的機能をどう維持していくかが課題となっている。

---

*17　低炭素型のまちづくり　エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギー利用効率の向上を図るため、都市のエネルギー環境の改善や建物、都市インフラの長寿命化、環境負荷の少ない交通システム等を進めたまちづくりのこと。

*18　里地里山　原生的な自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念のこと。

*19　集約型のまちづくり　都市内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点(集約拠点)として位置付け、集約拠点と都市内の他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させるまちづくりのこと。

(7)　総合的な視点の必要性

土地利用を考えるに当たっては、郊外への市街地拡大と拡散が中心市街地の土地利用に影響を及ぼすなど、土地利用がより広域的に連動性を持つようになってきていること、また、安全性や快適性の確保など地目横断的な視点[*20]が必要になってきていることなどから、個々の土地利用だけではなく、周囲の土地利用との関係性や多様な主体の関わりの増大を踏まえ、その利用を総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

第２章　県土利用の基本構想

１　県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る。

２　県土利用の基本方針

(1)　土地需要の量的調整[*21]

都市的土地利用については、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、良好な市街地の形成と再生を図る。

また、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や県土保全機能や自然環境保全機能など、農業や森林の有する多面的機能に配慮して、適正な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、慎重な判断のもとで計画的に行う。

(2)　土地利用の質的向上

①　災害に強い県土づくり

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、「防災」の強化に加え、被災時の被害を最小限にくい止めるという「減災」の観点も踏まえ、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階において、県土の安全性を総合的に高める取組みを推進する。

---

*20　地目横断的な視点　良好なまちづくりの観点から、宅地、建物、道路、緑地等を一体的に考慮したまちづくりの視点や、災害対策の観点から、宅地、農地、河川等の配置を総合的に勘案した土地利用の誘導を図る視点など。

*21　土地需要の量的調整　人口や社会経済動向等を踏まえ、県土の有効利用と維持管理の観点から、自然的土地利用の転換（農地から宅地への変換等)の抑制を通じて、利用区分ごとの配分調整を行うこと。

② 循環と共生[*22]を重視した土地利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と土地利用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、低炭素型のまちづくりの推進、自然環境や生態系の維持・保全、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮など、循環と共生を重視した土地利用を推進する。

③ 美しくゆとりある土地利用

ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成を推進する。

(3) 地域の活力を支える土地利用

それぞれの地域が個性や多様性を生かした魅力ある地域づくりを進めることができるよう、都市と農山漁村など各地域間の機能分担や連携・交流、定住など地域の活力の維持・向上を図るための土地利用を推進する。

(4) 県土利用の総合的マネジメントの推進

地域が主体となった土地利用に関する諸計画の充実を図り、地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。その際、土地利用のあり方について地域の合意形成を図るとともに、土地利用転換への慎重な対応、低未利用地を含めた土地の維持管理や有効利用といった管理の視点や、県土の質的向上を図るうえでの地目横断的な視点、周辺の地域との調整を図る視点も踏まえ、土地利用の諸問題に取り組んでいくことを「県土利用の総合的マネジメント」とし、地域の主体的な取組みを通じてこれを推進する。

3 県土利用の基本方向

(1) 地域類型別

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけではなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

① 都市

都市は、多くの人々が生活し、経済活動を展開している場であり、都市的サービス、都市的な就業機会の提供など、地域発展に大きな役割を果たしている。都市については、人口減少や少子高齢化の進行の中で、全体としては市街化圧力が低下することが見通されるが、このような状況を、環境負荷の少ない都市形成の好機ととらえ、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて都市機能の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやすい、コンパク

*22 循環と共生　循環とは、生態系や人間の社会経済活動など様々な体系において健全な物質循環が確保されることをいう。共生とは、健全な生態系が維持され、自然と人間との共生が確保されることをいう。

トで質の高い都市環境の形成を図っていく必要がある。

特に、本県は特定の都市に人口や機能が集中することなく、各地域に拠点となる都市が存在し、これらの都市と周辺の農山漁村等が機能分担と連携によって特色ある地域が形成される県土構造となっており、今後、それぞれの地域の活力を支えていくためには、これらの都市の機能の維持・向上を図っていく必要がある。

このため、市街地においては、中心市街地等への都市機能の集積と地域の公共交通ネットワークの維持により良好なアクセスを確保しつつ、良好な都市景観の形成に配慮した土地利用の高度化と空き地等の低未利用地の有効利用を促進する。一方、市街化が見込まれる地域においては、地域の実情に即した計画的で良好な市街地等の形成を図る。なお、新たな土地需要に対しては、市街地内の低未利用地等の活用を優先させ、農用地や森林などからの転換は、抑制することを基本とする。

また、各地域をつなぐ広域的交通体系の整備により、地域の拠点となる都市や周辺の農山漁村との相互の機能分担や連携・交流を進め、都市と田園地域等の幅広いネットワークを形成するとともに、豊かな自然環境との調和を図り、それぞれの地域が持つ文化やコミュニティを尊重しながら、賑わいと魅力のある共生社会を目指す。

市街地等の整備に当たっては、その地域の自然的条件や防災施設の整備状況を考慮し、地域防災拠点の整備、都市公園や道路等のオープンスペースの確保と適正な配置、また、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化を進めること等により、災害に対する安全性を高める。

あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能のバランス良い配置と健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、さらには公共交通の利便性の向上を図るなどして、都市機能の維持・向上と効率化を推進するとともに、過度に車に依存しない環境への負荷の少ない都市形成を図る。

また、安全で快適な居住環境、良好なまちなみ景観、緑地及び水辺空間によるエコロジカルネットワーク[*23]の形成などにより、美しくゆとりある都市環境の形成を図る。

② 農山漁村

農山漁村は、食料等を安定供給するための生産の場であるとともに、地域住民の生活の場であり、同時に適切な管理を通じて県土を保全する機能や豊かな自然環境や美しい景観を有するなど、多面的な機能を有している。本県は、このような農山漁村が県土の多くを占めている一方、中山間地域を中心として人口減少や高齢化の進行の度合いが高くなっているのが現状であり、担い手不足等により耕作放棄地の増加や農山漁村の持つ多面的機能の低下が懸念されている。このため、農林水産業の生産基盤や生活環境の整備を進めるとともに、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域資源を生かした産業の振興や都市との機能分担や連携・交流により、農山漁村の活性化と機能の向上を図り、

---

*23 エコロジカルネットワーク　自然の保全・再生を図るための手法の一つ。 原生的な自然地域等を核として、生態系的なまとまりを考慮したうえで、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海などを有機的につないだネットワークのこと。

魅力ある農山漁村の形成を図る必要がある。

このような中、農用地や森林については、その保全と整備を進めるとともに、地域住民を含む多様な主体の参画により適切な管理を図り、あわせて、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保に配慮しつつ、里山などの身近な自然環境や景観の保全を図る。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域においては、生産性の向上に重点をおき、地域の意欲ある農業経営の担い手への農用地の利用集積を進めながら、優良農用地の確保と整備を進める。

中山間地域などで交通等の生活条件や傾斜地や不整形地が多い等生産条件の不利な地域においては、生産条件の改善に配慮するとともに、新たな管理主体の育成や都市住民との連携・交流を通して、農用地及び森林などの保全と適切な管理を進める。また、豊かな自然や地域文化などの地域資源を総合的に活用して地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

農地と宅地が混在する地域については、地域住民の意向に配慮しつつ、生産基盤と生活基盤の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に即した計画的かつ適切な土地利用を図る。

③　自然維持地域

本県は、磐梯朝日国立公園や尾瀬国立公園に代表されるように、広大で豊かな自然環境に恵まれており、保護と適正な利用によりこれらの優れた自然環境を維持し、次世代に継承していく必要がある。

このため、原生的な自然の地域や水源を有する地域、また、野生動植物の重要な生息・生育地、優れた風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合には、再生することなどにより、適正な保全を図る。

また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習など、自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(2)　利用区分別

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を別個にとらえるだけではなく、災害に強い県土づくり、循環と共生を重視した土地利用、美しくゆとりある土地利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

①　農用地

農用地については、担い手の育成と利用の集積により、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、必要な農用地の確保と整備を図り、本県の多様な地域資源を生かした農業生産力を十分に発揮させる。また、農業生産の場としての機能のほか、県土保全機能や自然環境保全機能などの多面的機能が高度に発揮できるよう、適切な保全と管理を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。特に、担い手への利用集積が進んでいたり、また、今後集積が見込まれるなど、本県の農業生産力向上のうえで重要な農用地につ

いては、他用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。

② 森林

森林は、木材生産などの経済的機能はもとより、県土保全機能、水源かん養機能、公衆の保健機能、自然環境保全機能などの多面にわたる機能を有しており、この多面的機能を将来世代が享受できるよう、多様で健全な森林の整備と保全及び適切な維持管理を図る。なお、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素吸収源としての森林の機能にも配慮する。

また、原生的な森林や水源地となっているなど貴重で優れた自然環境を形成している森林を極力保全するとともに、公益的機能の高い森林については、他用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、自然環境の保全に留意しつつ、地域の活性化や都市と農山漁村との交流のための保健・休養、教育・文化活動などの場として、総合的な利用を図る。

③ 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重で優れた自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

④ 水面・河川・水路[*24]

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業用用排水路の整備等を図るとともに、施設の適切な維持管理を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。その整備に当たっては、自然の水質浄化作用、多様な生物の生息・生育環境としての機能向上など、流域の特性に応じた健全な水循環の確保に努めるとともに、良好な水辺景観、うるおいのある水辺環境の創造、都市におけるオープンスペースなど多様な機能の維持・向上を図る。

⑤ 道路

道路のうち、一般道路については、広域的な連携・交流を促進し、県土の均衡ある発展を図る道路、地域づくりを支える道路、都市の活動を支援する道路などの整備に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的利用を図る。その整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上及びライフラインの収容機能等の多面的機能を発揮させるとともに、周囲の自然環境の保全や自然景観との調和、地域住民の生活環境の保全・改善、良好な都市景観の形成などに十分配慮する。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地や森林の管理水準の向上を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適正な維持

---

*24 水面・河川・水路　国土利用計画では、水面は人造湖、天然湖沼及びため池、河川は河川法による一級河川、二級河川、準用河川の河川区域、水路は農業用用排水路としている。

管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、その整備に当たっては、農山村の生活環境の整備、地域産業の振興などに配意するとともに、自然環境の保全や自然景観との調和に十分配慮する。

⑥　住宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、コンパクトで秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な宅地環境が整備されるよう、必要な用地の確保を図る。その際には、周囲の自然的土地利用との調整、また、災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用に配意する。

特に、都市部においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用により、良好な住宅地の確保とあわせて、オープンスペースの確保、道路の整備などを進め、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

⑦　工業用地

工業用地については、高速交通体系などの産業・物流インフラ、工業用水や地価などの立地条件、人材育成など企業のニーズに応じた支援体制など、ハード・ソフト両面からの産業関連基盤の整備状況、また、産業構造の変化や地域の産業の集積状況を総合的に踏まえ、既存工業団地の未利用地の有効利用に努めながら、工業生産に必要な用地を確保する。

また、工場移転、業種転換等によって生ずる工場跡地については、土壌汚染対策法の適切な運用により、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

⑧　その他の宅地[*25]

市街地においては、良好な景観形成に配慮しつつ、再開発事業などによる土地利用の高度化、都市福利施設[*26]の整備などにより低未利用地の活用を図り、都市機能の集積と中心市街地の活性化を推進する。

特に、大規模集客施設[*27]については、郊外への立地により市街地の拡大と拡散が進む一方、中心市街地の空洞化が進行するなど都市構造への影響が広域的となることを踏まえ、適正な立地を図る。

---

*25　その他の宅地　宅地から住宅地と工業用地を除いたもので、事務所、商業施設、病院、倉庫、官公庁、別荘などをいう。

*26　都市福利施設　中心市街地の活性化に関する法律の「都市福利施設」と同義であり、教育文化施設、医療施設社会福祉施設その他の居住者等の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。

*27　大規模集客施設　都市計画法の特定大規模建築物と同義であり、床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をいう。

⑨　公用・公共用施設の用地

学校教育施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設用地については､県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の計画的な確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用を図るとともに、郊外への施設の拡散防止の観点から空屋・空店舗等の再生利用や街なかへの立地に配慮する。

⑩　低未利用地

都市における低未利用地については、防災のためのオープンスペース、公用・公共用施設用地、居住用地、事業用地等として高度利用・有効利用し、良好な市街地形成を図る。

また、農山漁村における耕作放棄地については､「発生防止」と「再生利用」の２つの視点から、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地としての積極的な活用を図るとともに、地域の実情に応じて森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

⑪　沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然環境の保全、自然景観との調和、海域と陸域との一体性に十分配慮しつつ、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向に応じ総合的利用を図る。この場合、県民に開放された親水空間としての利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

第３章　県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

１　利用区分ごとの規模の目標

(1)　土地利用動向を長期的に見据えながら、より柔軟な対応ができるよう、計画の目標年次は平成26年とし、基準年次は平成20年とする。

(2)　県土の利用に関して基礎的な前提となる人口については、平成26年において、およそ1,974千人と想定する。

(3)　県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

(4)　県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土利用の現況と過去からの推移等をもとに、第2章県土利用の基本構想を踏まえ、利用区分間の調整を行った上で、定めるものとする。

(5)　県土利用の基本構想に基づく平成26年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

(6)　なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表　県土の利用区分ごとの規模の目標　（単位：ha、%）

	平成20年	平成26年	構成比	
			20年	26年
農用地	153,396	152,455	11.1	11.1
農地	151,041	150,100	11.0	10.9
採草放牧地	2,355	2,355	0.2	0.2
森林	970,704	970,704	70.4	70.4
原野	4,410	4,410	0.3	0.3
水面・河川・水路	45,710	45,771	3.3	3.3
道路	51,408	52,456	3.7	3.8
宅地	47,912	49,220	3.5	3.6
住宅地	28,289	29,000	2.1	2.1
工業用地	4,509	4,520	0.3	0.3
その他の宅地	15,114	15,700	1.1	1.1
その他	104,735	103,302	7.6	7.5
合計	1,378,275	1,378,318	100.0	100.0
市街地	17,890	17,890	1.3	1.3

① 平成20年の利用区分別面積は、土地利用現況調査(土地・水調整課)による推計値である。
② 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
③ 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
平成20年の市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

2　地域別の概要

(1)　地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土の資源の有限性を踏まえ、県土全体の調和ある有効利用と環境の保全が図られるよう配慮する。

(2)　本県では地理的条件や歴史的・文化的に関連が強い、一定のまとまりを持ち、日常生活の面でも相互依存関係が深く一体性が高い地域を１つの生活圏ととらえている。今後、交通体系や情報通信基盤の整備等により、県民の日常生活の範囲はますます広域化、重層化することが想定され、これにより生活圏の範囲が変化することも考えられるものの、本計画における地域区分については、当面は、以下の７つの生活圏の考え方に基づいた区分によるものとする。

地域の区分	左の地域に含まれる土地の行政区
県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地域	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地域	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地域	南会津郡
相双地域	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地域	いわき市

①　県北地域の概要

県北地域の平成20年における土地利用の現況は、農用地が26,328ha(15.0%)、森林が98,568ha(56.2%)、宅地が10,133ha(5.8%)で、他地域と比較して、農用地や宅地の割合が高い。また、農林業センサス(H17年)によると、県北地域の耕作放棄地面積は6,985haで、７地域中最大であり、県全体の耕作放棄地面積の32.2%を占めている。

阿武隈川流域に都市機能の集積がみられる一方、北部を中心に県内最大の果樹地帯が広がっている。また、東北・山形新幹線や東北自動車道などの高速交通体系が整備されていることに加え、今後は東北中央自動車道の整備進展により、相双地域や県外との連携・交流が進むことが期待される。

②　県中地域の概要

県中地域の平成20年における土地利用の現況は、農用地が39,506ha(16.4%)、森林が141,076ha(58.6%)、宅地が11,718ha(4.9%)で、他地域と比較して、農用地や宅地の割合が高い。

阿武隈川流域に広がる安積平野に都市機能が集積しており、また、県内のすべての地域と境界を有していることや、東北新幹線や東北自動車道、磐越自動車道をはじめとした東西と南北の交通体系の整備が進んでいることなどから、県内及び県外との移動交流の上での結節点となっている。

③　県南地域の概要

県南地域の平成20年における土地利用の現況は、農用地が18,125ha(14.7%)、森林が81,783ha(66.3%)、宅地が4,545ha(3.7%)で、他地域と比較して、農用地の割合が高い。

首都圏と隣接していることや東北自動車や東北新幹線などの高速交通体系が整っていることなどにより、大都市圏へのアクセス面での優位性がある。

また、阿武隈川や久慈川などの源流域を有し、美しく豊かな自然に恵まれた地域である。

④　会津地域の概要

会津地域の平成20年における土地利用の現況は、農用地が31,748ha(10.3%)、森林が227,788ha(74.0%)、宅地が6,610ha(2.1%)で、森林の割合が高い。

飯豊山や磐梯山などの山々、猪苗代湖や裏磐梯の湖沼群などの美しい自然環境と景観に恵まれており、本県の観光やリゾートの中心的地域になっている。

また、整備が進められている会津縦貫北道路、会津縦貫南道路により、首都圏や東北各県との連携強化が期待されている。

一方、地域のほぼ全域が過疎・中山間地域で、他地域と比較して人口減少、高齢化の進行が顕著になっている。

⑤　南会津地域の概要

南会津地域の平成20年における土地利用の現況は、農用地が3,954ha(1.7%)、森林が216,654ha(92.5%)、宅地が1,064ha(0.5%)となっている。

尾瀬の湿原や広大なブナの原生林など雄大な自然環境を有しており、森林が全体の9割を超え、山々の間に、阿賀川や只見川・伊南川に沿って集落と耕地が形成されている。地域全域が過疎・中山間地域で、会津地域同様、人口減少と高齢化の進行が著しく、地域の担い手不足が懸念されている。

国道289号甲子道路の開通により、県南地域や首都圏との連携・交流が進むことが期待される。

⑥　相双地域の概要

相双地域の平成20年における土地利用の現況は、農用地が24,591ha(14.2%)、森林が116,444ha(67.0%)、宅地が6,198ha(3.6%)で、温暖な気候で降雪も少なく、松川浦や阿武隈高地をはじめとする海、川、山の豊かで多様な自然を有した地域である。

また、常磐自動車道の延伸や阿武隈東道路、さらには重要港湾である相馬港の整備が進められており、県北地域や首都圏との連携・交流の強化が期待されている。

⑦　いわき地域の概要

いわき地域の平成20年における土地利用の現況は、農用地が9,144ha(7.4%)、森林が88,392ha(71.8%)、宅地が7,646ha(6.2%)で、他地域と比較すると、農用地の割合が低く、森林や宅地の割合が高い。県の南東部に位置しており、阿武隈高地を西に擁し、夏井川、鮫川などの河川、東側の太平洋などの多様で豊かな自然を有している地域である。

一方、常磐自動車道や磐越自動車道を中心とした広域交通体系の整備が進み、重要港湾である小名浜港の整備も進められているなど、広域的な連携・交流の要衝として、さらなる発展が期待されている。

(3)　計画の目標年次、基準年次及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、１に準ずるものとする。

(4)　平成26年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次表のとおりである。

表　県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要　　（単位：ha、%）

	県北地域			
	平成20年	平成26年	構成比	
			20年	26年
農用地	26, 328	26, 031	15. 0	14. 8
農地	25, 764	25, 467	14. 7	14. 5
採草放牧地	564	564	0. 3	0. 3
森林	98, 568	98, 568	56. 2	56. 2
宅地	10, 133	10, 308	5. 8	5. 9
住宅地	6, 612	6, 757	3. 8	3. 9
工業用地	754	756	0. 4	0. 4
その他の宅地	2, 767	2, 795	1. 6	1. 6
上記以外の利用区分	40, 313	40, 435	23. 0	23. 1
合計	175, 342	175, 342	100. 0	100. 0

	県中地域			
	平成20年	平成26年	構成比	
			20年	26年
農用地	39, 506	39, 239	16. 4	16. 3
農地	38, 837	38, 570	16. 1	16. 0
採草放牧地	669	669	0. 3	0. 3
森林	141, 076	141, 076	58. 6	58. 6
宅地	11, 718	12, 096	4. 9	5. 0
住宅地	6, 849	7, 079	2. 8	2. 9
工業用地	1, 061	1, 063	0. 4	0. 4
その他の宅地	3, 808	3, 954	1. 6	1. 6
上記以外の利用区分	48, 329	48, 218	20. 1	20. 0
合計	240, 629	240, 629	100. 0	100. 0

	県南地域			
	平成20年	平成26年	構成比	
			20年	26年
農用地	18, 125	17, 995	14. 7	14. 6
農地	17, 762	17, 632	14. 4	14. 3
採草放牧地	363	363	0. 3	0. 3
森林	81, 783	81, 783	66. 3	66. 3
宅地	4, 545	4, 719	3. 7	3. 8
住宅地	2, 351	2, 435	1. 9	2. 0
工業用地	942	944	0. 8	0. 8
その他の宅地	1, 252	1, 340	1. 0	1. 1
上記以外の利用区分	18, 871	18, 827	15. 3	15. 3
合計	123, 324	123, 324	100. 0	100. 0

	会津地域			
	平成20年	平成26年	構成比	
			20年	26年
農用地	31, 748	31, 643	10. 3	10. 3
農地	31, 357	31, 252	10. 2	10. 1
採草放牧地	391	391	0. 1	0. 1
森林	227, 788	227, 788	74. 0	74. 0
宅地	6, 610	6, 725	2. 1	2. 2
住宅地	4, 075	4, 158	1. 3	1. 4
工業用地	406	407	0. 1	0. 1
その他の宅地	2, 129	2, 160	0. 7	0. 7
上記以外の利用区分	41, 759	41, 749	13. 6	13. 6
合計	307, 905	307, 905	100. 0	100. 0

	南会津地域			
	平成20年	平成26年	構成比	
			20年	26年
農用地	3, 954	3, 939	1. 7	1. 7
農地	3, 935	3, 920	1. 7	1. 7
採草放牧地	19	19	0. 0	0. 0
森林	216, 654	216, 654	92. 5	92. 5
宅地	1, 064	1, 081	0. 5	0. 5
住宅地	709	715	0. 3	0. 3
工業用地	23	23	0. 0	0. 0
その他の宅地	332	343	0. 1	0. 1
上記以外の利用区分	12, 492	12, 490	5. 3	5. 3
合計	234, 164	234, 164	100. 0	100. 0

	相双地域			
	平成20年	平成26年	構成比	
			20年	26年
農用地	24, 591	24, 529	14. 2	14. 1
農地	24, 586	24, 524	14. 1	14. 1
採草放牧地	5	5	0. 0	0. 0
森林	116, 444	116, 444	67. 0	67. 0
宅地	6, 198	6, 417	3. 6	3. 7
住宅地	3, 437	3, 530	2. 0	2. 0
工業用地	394	395	0. 2	0. 2
その他の宅地	2, 367	2, 492	1. 4	1. 4
上記以外の利用区分	26, 544	26, 403	15. 3	15. 2
合計	173, 777	173, 793	100. 0	100. 0

	いわき地域			
	平成20年	平成26年	構成比	
			20年	26年
農用地	9, 144	9, 079	7. 4	7. 4
農地	8, 800	8, 735	7. 1	7. 1
採草放牧地	344	344	0. 3	0. 3
森林	88, 392	88, 392	71. 8	71. 8
宅地	7, 646	7, 874	6. 2	6. 4
住宅地	4, 257	4, 326	3. 5	3. 5
工業用地	930	932	0. 8	0. 8
その他の宅地	2, 459	2, 616	2. 0	2. 1
上記以外の利用区分	17, 952	17, 816	14. 6	14. 5
合計	123, 134	123, 161	100. 0	100. 0

第４章　計画を実現するために必要な措置の概要

１　土地利用の転換の適正化

(1)　自然的土地利用の転換抑制

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び地域社会に与える影響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況など自然的条件・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。特に、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることにかんがみ、低未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

(2)　農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業の経営安定及び地域農業や景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、農業と非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、農用地の無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮する。

(3)　森林や原野の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、公益的機能の低下による災害の発生や環境の悪化等を防ぐため、保安林や機能の高い森林の利用転換を抑制することを基本とし、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

(4)　大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、土地利用に関する諸計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。また、周辺の地域を含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

(5)　混住化[*28]の進行する地域における土地利用転換

混住化の進行する地域で土地利用転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地、住宅地等相互の土地利用の調整を図る。また、個別規制法による規制の弱い、いわゆる「計画白地地域[*29]」等においては、個別規制法との調整を通じて、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用を推進する。

---

*28　混住化　　従来大部分が農家で構成されていた農村地域において、都市からの移住や農家の分家、離農等の非農家が増加し、 農家・非農家が混在した状態で居住する現象。

*29　計画白地地域　　都市計画法の非線引都市計画区域の用途地域外の地域、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域の農用地区域以外の地域など、法令等による土地利用の規制・誘導が総体的に緩い地域をいう。将来の土地利用の方向性が未調整であるため、土地利用の混在や無秩序な開発などを招きやすい状況にある。

2　土地の有効利用の促進

(1)　農用地の有効利用

農用地については、高生産で効率的な農業展開のためのほ場条件等の農業生産基盤の整備を総合的に推進するとともに、地域の農業の持続的な発展を支える認定農業者等の担い手の育成・確保とその担い手への農用地の利用集積を図る。また、担い手の減少や高齢化などによる耕作放棄地等の増加を防ぐため、認定農業者や農業生産法人、農外企業など多様な主体による活用、また、放牧等の畜産的利用の拡大、園芸作物の導入や飼料作物作付けなど地域の実情に応じた多様な利用により、農用地として有効利用を図る。その際、農業の有する多面的機能を踏まえた利用がなされるよう配慮する。

(2)　森林の有効利用

森林については、木材等林産物の供給、水源のかん養、土砂流出の防止など、森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、その機能を重視した森林整備や森林施業の計画化・合理化等により土地利用の高度化を図り、森林資源を充実させるとともに、機能を十分に発揮していない森林については、保全対策の重要性や緊急性等を勘案し、治山・保安林整備により、その機能の維持・強化を図る。

また、林業の担い手の育成、林内路網の充実や農山村における生活環境の向上、森林づくりへの県民の理解と参加の促進など、森林の適正な維持管理のための基礎的条件を、自然環境の保全に配慮しつつ計画的に整備し、森林の管理水準の向上を図る。なお、美しい景観を形成する森林や自然とのふれあいの場に適した森林については、自然観察の場やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。

(3)　水面・河川・水路の有効利用

水面・河川・水路については、治水及び利水機能のほか、生物の多様な生息・生育環境のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観としての水辺空間や人と水とのふれあいの場の形成を図る。

(4)　道路の有効利用

道路については、電気・ガス・水道等のライフラインの共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化等による良好なまちなみ景観の形成と災害時における緊急輸送路、避難路、防火帯の機能強化など、道路空間の多面的機能の強化とその有効利用を図る。

(5)　宅地の有効利用

宅地については、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて都市機能の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやすい、コンパクトで質の高い都市環境を形成するため、居住機能、商業機能、業務機能など多様な機能の集積を図る。

①　住宅地

住宅地については、安全で快適な住環境を備えた優良な宅地供給を促進するとともに、人口や世帯数など社会経済状況を踏まえた、適正規模の宅地供給を

図る。また、郊外への無秩序な市街化進行を抑制し、良好な市街地の形成を推進するため、既存ストックの活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地などの街なか居住の促進、住宅の耐震性能・環境性能の向上や長寿命化などにより、住宅地の持続的利用を図る。

② 工業用地

工業用地については、産業・物流インフラ、水や地価等の立地条件、人材等の地域資源、企業のニーズに応じた人材・産業支援機能などの産業関連基盤施設の整備状況や産業構造の変化、地域における産業の集積状況等を総合的に踏まえ、既存工業団地等の未利用地の有効利用を基本としつつ、必要な工業用地の整備を計画的に進める。その際には、地域社会や自然環境の調和及び公害の発生防止に十分留意する。また、工場移転、業種転換によって生ずる工場跡地については、土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等による調査を通して土壌汚染の状況を把握するとともに、土壌汚染による被害の防止に関する措置を講じ、その有効利用を図る。

③ その他の宅地

その他の宅地については、無秩序な市街地の拡大と拡散を抑制し、併せて都市機能の集積と適正な配置を進めるため、周辺の地域を含めて事前に十分な調査と調整を行い、地域の都市機能の集積状況、公共交通ネットワークの状況及び中心市街地の活性化等に配慮しつつ、その有効利用を図る。

(6) 低未利用地の有効利用

低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、その解消と有効利用を図るため、啓発対策や農地整備等の条件整備対策、生産振興対策など幅広い関連施策により、農用地としての活用を積極的に推進する。また、農用地としての活用が困難な土地については、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域の実情に応じて森林等への転換を図るなど、多様な利用を促す。

都市における低未利用地については、良好な市街地形成に向けた高度利用・有効利用を推進するため、防災、減災対策や緑地などの良好なまちなみ形成に資するためのオープンスペースとして、また、事務所・店舗用地、住宅地、公用・公共用施設等の用地として多様な利用を図る。

(7) 有効な土地利用への誘導

土地の所有者等が、本計画の趣旨を生かした良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。

3 災害に強い県土づくり

(1) 災害に対する安全性を高める土地利用

災害に対する安全性の確保のため、水系ごとの治水施設の整備などによる洪水に対する県土の防御機能の向上や風水害・豪雪・高潮、火山噴火及び地震･津波などの大規模な災害による影響を配慮した土地利用配置を図るとともに、土砂災

害警戒区域等の指定による土地利用の抑制やハザードマップによる情報周知などハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策を図る。

(2)　農用地や森林の持つ機能の向上

洪水防止機能、土砂の流出抑制機能、水源のかん養機能など農業や森林の有する多面的機能の向上を図るため、農林業の生産条件や生産基盤の整備を推進するとともに、保安林及び治山施設の整備を進める。

また、農林業の担い手の育成や、農業や森林づくりへの県民の理解と参加、農山漁村における生活環境の向上を図るなど、農用地や森林の適正な維持管理のための基礎的条件の整備を推進する。

(3)　災害に強いまちづくりの推進

県土レベルでの安全性を高めるため、県内各地域の防災拠点や重要港湾、空港、高速道路のインターチェンジなどを結ぶ、災害時にも機能する広域ネットワークの確保を図る。

また、地域レベルでの安全性を高めるため、雨水の排水・地下浸透の促進などの水害対策や、市街地等における防災拠点、都市公園などのオープンスペース、道路などの整備と適正な配置により、災害時の避難地・避難路の確保や火災時の延焼防止、ライフラインの多重化・多元化を図る。

4　環境の保全と美しくゆとりある県土利用

(1)　環境への負荷の少ない土地利用

低炭素社会の実現に向けて、環境への負荷を少なくする取組みを社会経済の構造に組み込んでいく必要がある。そのため、集約型都市構造の形成、幹線道路等の整備やネットワーク化、公共交通機関の整備や利用促進による円滑な交通体系の構築、グリーン物流[*30]の推進などにより、環境への負荷の少ない社会経済システムの形成に向けた適切な土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林などの整備・保全、地域社会におけるバイオマスや太陽光などの再生可能なエネルギーの利用、都市における緑地や水辺の整備など、自然を生かした土地利用を推進する。

(2)　適正な資源循環の確保

循環型社会の形成に向け、適正な資源循環の確保を図るため、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の３Ｒを一層促進する必要があるが、資源循環のための施設整備に当たっては、周辺の自然環境や生活環境など地域との共生に配慮した施設の整備が図られるよう、事業者や処理業者等へ適切な指導、助言を行う。

---

*30　グリーン物流　環境にやさしい物流の取組みを総称したもの。現在、自動車などから鉄道や船舶への輸送方法の転換や共同輸配送、物流拠点の集約化による効率化など、二酸化炭素の排出量を削減しようとするさまざまな取組が行われている。

(3)　豊かで多様な自然環境の保全

高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。里山などを含めた二次的自然については、人の営みと自然の営みのバランスの取れた自然環境の維持・形成を図るため、農林漁業活動を通じた維持・管理とそのために必要な施設の整備など、多様な主体による保全活動を促進する。この場合、いずれの地域においても、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて、自然とのふれあいの場を確保する。

(4)　生活環境の保全

大気汚染や騒音等による生活環境の悪化を防ぎ、生活環境に優れたまちづくりを進めるため、緩衝緑地等の設置や住居系、商業系、工業系などのそれぞれの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を図る。

(5)　健全な水循環の確保

水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図るため、農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水[*31]の確保、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川や湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を推進する。特に、水源地や湖沼などの水質の保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地、農地等からの面源負荷[*32]の削減や、流域における緑地やその他の自然環境の保全のための土地利用を推進する。また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

(6)　大規模な開発事業への対応

大規模な開発行為を伴う事業などについては、環境影響評価の実施をはじめ、事業者自らが必要な環境保全対策を行い、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導する。また、公共事業については、土地利用の適正化を図るため、事業の特性を踏まえつつその位置・規模等の検討段階から環境的側面に配慮した事業執行に努める。

(7)　すぐれた景観の保全・形成

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制指導を行うとともに、地域特性を踏まえた取組みを通じて、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、里山などの二次的自然としての景観の保全を図る。

---

*31　環境用水　水質の浄化、親水空間の創出、生態系の保護など自然環境、社会環境、生活環境の維持改善を図ることを目的とした用水。

*32　面源負荷　汚濁物質の排出箇所が特定しにくい、面的な広がりを持つ市街地、農地、森林などからの負荷。

5　地域整備施策の推進

(1)　広域的な連携・交流の促進

地域間の連携交流と港湾や工業団地などの有効利用を図るため、常磐自動車道や東北中央自動車道など各地域や県内外を結び県土の骨格となる交通ネットワークの整備、物流拠点を結ぶネットワークの構築と円滑な物流ルートの確保、情報通信基盤の整備等を促進する。その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

(2)　特色ある地域づくりの促進

地域の活性化と特色ある地域づくりを図るため、都市においては、都市機能の集積と中心市街地における個性ある取組みを促進する。

また、農山漁村においては、地域の伝統文化や歴史的風土、産業、自然環境や景観などの地域資源の活用・保全を通じた都市と農山漁村との交流、定住・二地域居住を促進する。

6　県土利用の総合的マネジメントの推進

(1)　国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法[*33]、条例、要綱などの適切な運用と土地利用に関する諸計画の充実、及び地方公共団体等関係機関相互間の県土利用についての情報の共有と広域的な影響を踏まえた連携・調整により、適正かつ合理的な利用の確保と維持を図る。

特に、地域の土地利用の基本となる市町村計画等については、住民参加の手法や地域の取組事例などの情報の共有により、地域の実情に応じた計画の策定と運用を支援する。

(2)　参画と連携による県土管理の推進

今後の県土管理に当たっては、県土の有効利用を担う主体の確保と育成を図るとともに、様々な主体が都市と農山漁村との交流、所有者や地域住民など関係者の相互理解、情報の共有などを通して県土利用に関心を持ち、県土管理を担っていくことが重要となってきている。

①　県土の有効利用を担う主体の確保と育成

県土の有効利用を担う主体の確保と育成を図るため、こうした主体が土地利用に関わりやすくする環境づくりを推進する。

特に、過疎・中山間地域を中心とした農山漁村においては、人口減少・高齢化の進行とともに担い手不足が懸念されており、外からの知恵や力を受け入れながら、土地の所有者や地域住民、農業法人等の地域の実情に応じた農林業の多様な担い手づくりを推進するとともに、農山漁村の活性化と担い手の定住条件の向上を図るため、農林業の生産基盤と生活環境の整備を進める。

---

*33　土地利用関係法　　都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法など

② 多様な主体の土地利用への参画と連携

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を生かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけではなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。このため、国や県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、中心市街地の活性化への取組み、森林づくり活動、農地の保全管理活動、緑化活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画し、連携していく取組みを推進する。

7 土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進

土地月間などを活用して土地に関する基本理念の普及啓発を図るとともに、県民による県土管理への理解を促す。また、県土の把握を充実させ、総合的な土地対策に資するため、国土調査、地価調査など県土に関する基礎的な調査を一層推進し、土地の所有、取引、利用、地価などに関する情報の収集、整備、利用を図る。

8 計画の進行管理

持続可能な県土管理に資するため、計画の進行管理に当たっては、福島県国土利用計画管理運営事業実施要領により、県土利用の現況がどう推移しているのか及び県土利用に関する施策を通して県土利用が計画に定められた方向に誘導されているかを把握し、県土利用の課題を明らかにする。